

議第296号

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部を改正
する条例

(京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

附則第3項中「5年」を「10年」に, 「, 「かつ,」」を「「かつ,」」に改
める。

附則第4項前段中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め
る。

(京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する条例の
一部改正)

第2条 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例の一部を改正する
条例(平成29年12月22日京都市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2項前段, 第3項前段及び第4項前段中「平成32年3月31日」を
「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 第1条中京都市認定こども
園の認定の要件等に関する条例附則第3項の改正規定(「5年」を「10年」

に改める部分に限る。)は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

認定こども園に配置する職員の人数及び資格に関する基準の特例措置の適用期限を延長する等の必要があるので提案する。